

寄居町農林業振興ビジョン（案）

寄 居 町

目次

第1章	ビジョン策定の背景	1
1	策定の背景・目的	1
2	計画期間	1
3	上位計画等との関係	1
第2章	寄居町農林業の現状と課題	2
1	農林業を取り巻く動向	2
2	寄居町農林業の現状	4
3	寄居町農林業の課題	9
第3章	ビジョンの基本理念	11
第4章	ビジョンの基本方針・基本施策	12
	基本方針1 強い農業マンパワー	14
	基本方針2 農地をフル活用	20
	基本方針3 もうかる農業	28
	基本方針4 いきいきとした森林	34
	基本方針5 みんなで守る農地・森林	39

第1章 ビジョン策定の背景

1 策定の背景・目的

寄居町の農林業対策については、平成9年度から平成18年度までは「寄居町農林業振興計画」により、平成19年度から平成28年度までは「第5次寄居町総合振興計画」に基づいて、計画的に取り組みを進めてきました。

しかしながら、農林業の担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等、農林業を取り巻く環境は厳しく、大きく変化をしています。このような変化に的確に対応し、寄居町の農林業の持続的な発展を図るため、「寄居町農林業振興ビジョン」を策定するものです。

2 計画期間

このビジョンの計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、計画期間の中間となる平成34年度の目標値を定めて成果を検証し、中間目標値と成果に大きな差異が生じた場合や、国県等の農林業政策の変更が行われ、このビジョンの施策に大きな影響が想定される場合には、その後の計画について見直しを行うものとします。

3 上位計画等との関係

このビジョンは、「寄居町第6次総合振興計画前期基本計画」及び「寄居町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める町の基本方針・施策に基づくとともに、国の「食料・農業・農村基本計画」及び埼玉県の「埼玉県農林業・農山村振興ビジョン」（大里地域プログラムを含む。）との整合性を図り策定するものです。

第2章 寄居町農林業の現状と課題

1 農林業を取り巻く動向

(1) 国の動向

① 農業競争力強化プログラム等の決定

政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定しました。このプログラムでは、農業者の所得向上を図るため、生産資材価格の引き下げ、農産物の流通・加工の構造改革、収入保険制度^{※1}の導入、土地改良制度の見直し、生乳の改革等、今後の農政の改革方向となる全13項目に取り組み、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決して、更なる農業の競争力強化を実現するとしています。

また、平成28年5月に新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定されました。資源の循環利用による林業の成長産業化、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出に向けた取り組みを推進し、林業・木材産業の成長を図るとしています。

② 新規就農者の確保・育成に関する制度改正

新規就農者の就農計画については、従来、埼玉県が認定し、「認定就農者」として各種の支援を行っていましたが、平成26年度の青年等就農計画制度の創設と農業経営基盤強化促進法への位置づけにより、市町村が青年等就農計画を認定（認定新規就農者）することとなりました。要件に該当する認定新規就農者は、最長5年間、就農直後の経営確立を支援する資金の交付を受けることができます。

また、新規就農希望者の就農前の研修を後押しする資金の交付も最長2年間行われています。これらの青年就農給付金事業は、新規就農者へのサポート体制を強化するなどの制度改正が行われ、平成29年度から新たに「農業次世代人材投資事業」として実施されています。

③ 農地法の改正による株式会社等による農業参入の進展

平成21年度の農地法改正により、農業生産法人以外の法人による農地の借入れが可能となり、全国的に株式会社等による農業の参入が進展しています。その後、農業生産法人の構成員や議決権、役員要件を緩和するなどの改正も行われ、現在は、農地所有適格法人^{※2}という呼称になりました。

また、平成21年度の改正では、農地取得にかかる下限面積の特例措置の制度も変更され、農業委員会が一定の基準にしたがって50アール未満の面積を定めることが可能となりました。

※1 収入保険制度：品目にかかわらず、農業経営者の収入全体を対象とし、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する保険制度。

※2 農地所有適格法人：農地を所有することができる農地法上の要件を満たした法人の呼称で、旧称は農業生産法人。株式会社等の会社法人と農事組合法人の形態がある。

④ 農地中間管理事業による農地集積対策の強化

農地集積対策については、平成 25 年 2 月の農地中間管理事業の推進に関する法律の成立により、各都道府県に農地中間管理機構^{※3}を設置することとなりました。埼玉県では、公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構となり、農地の出し手から農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける農地中間管理事業の取り組みが行われています。

(2) 埼玉県の動向

埼玉県は、農林業・農山村の持続的な発展を図るため、平成 28 年 3 月に「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、埼玉県の強みを最大限に生かし、農林業の「稼ぐ力」、農林業に係わる「人材力」、農山村の「地域力」を高める取り組みを、平成 28 年度から 5 年間で進めることとしています。

また、このビジョンの策定を受け、大里農林振興センター・寄居林業事務所・熊谷家畜保健衛生所は、大里地域の具体的な取り組みを整理した「埼玉農林業・農山村振興ビジョン大里地域プログラム」を策定しました。このプログラムに基づき、「担い手による付加価値の高い食の安定供給と成長産業化が進む農業」、「県民生活と豊かな環境を支える森林・林業」、「地域資源を活用した多様な取り組みが展開されている農山村」を目指して、具体的施策が展開されています。

(3) 寄居町の動向

寄居町では、旧塚田土地改良区の一部の地域を対象として、平成 27 年度から農地中間管理事業を実施しています。食料品を中心としたスーパーマーケットを展開する県内企業や地元の担い手に対して、2 年間で合計 6.7 ヘクタールの農地を集積・集約化しました。

また、平成 28 年度から新制度の農業委員会が発足し、新たな業務となった「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に取り組んでいます。新規参入の促進では、農業委員会が農地をあっせんすることにより、町外からの新規就農者 3 人が誕生しています。

(4) 農林業関係団体の動向

農業共済組合は、平成 29 年 4 月に埼玉北部・埼玉中部・埼玉東部の県下 3 組合が合併し、「埼玉県農業共済組合」となりました。また、農業協同組合は大里地域の全 5 組合が平成 31 年 4 月の合併に向けて、森林組合は埼玉県中央部森林組合とこだま森林組合が平成 30 年 10 月の合併に向けて協議を進めています。

※3 農地中間管理機構：農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農地の集積・集約化を進めるために、各都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。

2 寄居町農林業の現状

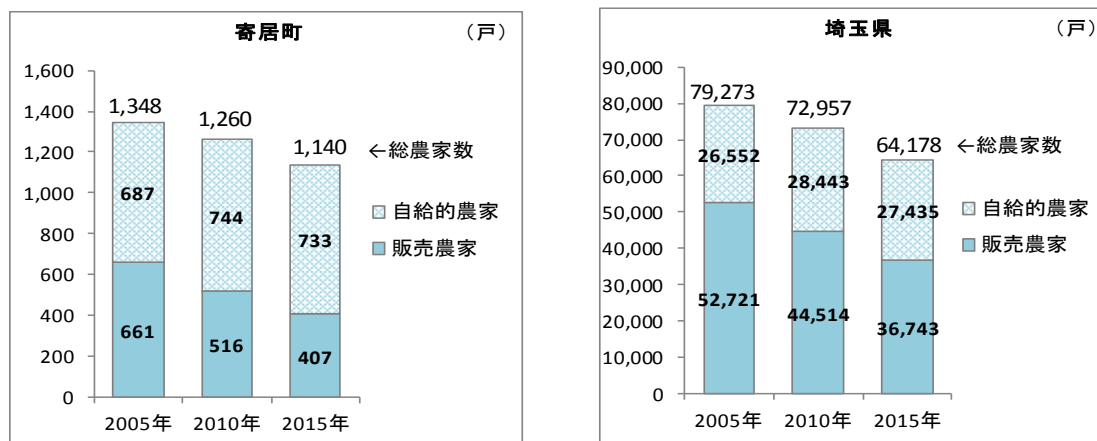
(1) 農業（担い手）

■ 販売農家の減少、高齢化の進展

2005年以降の10年間で、寄居町の総農家数は1,348戸から15%減少し1,140戸に、販売農家数は661戸から38%減少し407戸になりました。埼玉県全体の総農家数19%減少、販売農家数30%減少と比べて、販売農家の減少幅が大きくなっています。（グラフ1参照）

また、寄居町の年齢別農業就業者（販売農家）の年齢構成は、65歳以上が72%、75歳以上が38%であり、埼玉県全体の65歳以上64%、75歳以上32%と比べて、高齢化が進んでいます。（グラフ2参照）

グラフ1 農家数の推移



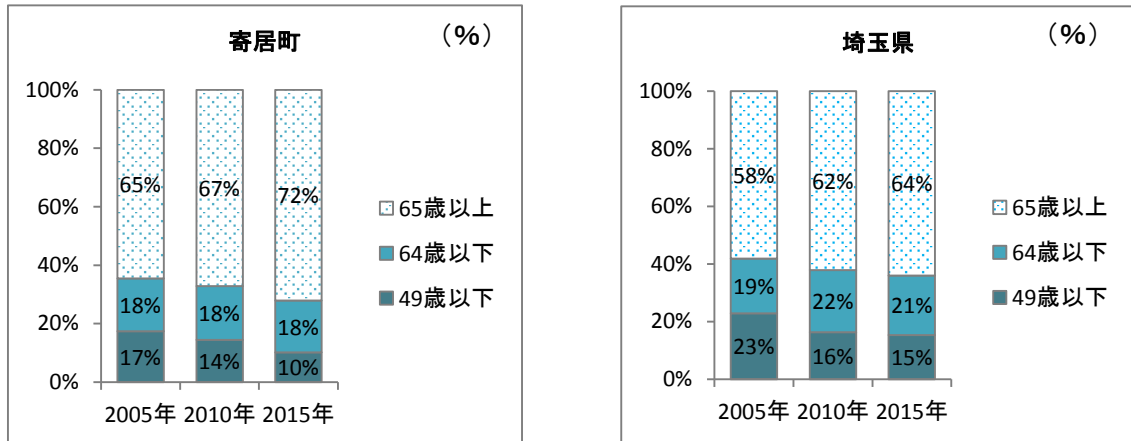
出典：農林業センサス

※4 農家：経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯、または、経営耕地面積が10アール未満であっても、農産物販売金額が15万円以上あった世帯。（世界農林業センサスの定義）

※5 販売農家：経営耕地面積が30アール以上、または、農産物販売金額が50万円以上の農家。（世界農林業センサスの定義）

※6 農業就業者：農業従事者のうち自営農業のみに従事した者、または、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者。（世界農林業センサスの定義）

グラフ2 年齢別農業就業者（販売農家）の年齢構成の推移



出典：農林業センサス

■ 新規就農の進展

寄居町の2009年から2015年の新規就農者は49人となっています。埼玉県の市町村の平均は30人未満（63市町村で1,867名）であり、県内の他市町村に比べて、新規就農者を確保することができます。（表1参照）

表1 新規就農者の推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	計
寄居町	7	12	5	8	2	8	7	49
埼玉県	248	250	261	265	273	284	286	1,867

出典：埼玉県農林部資料

(2) 農業（農地）

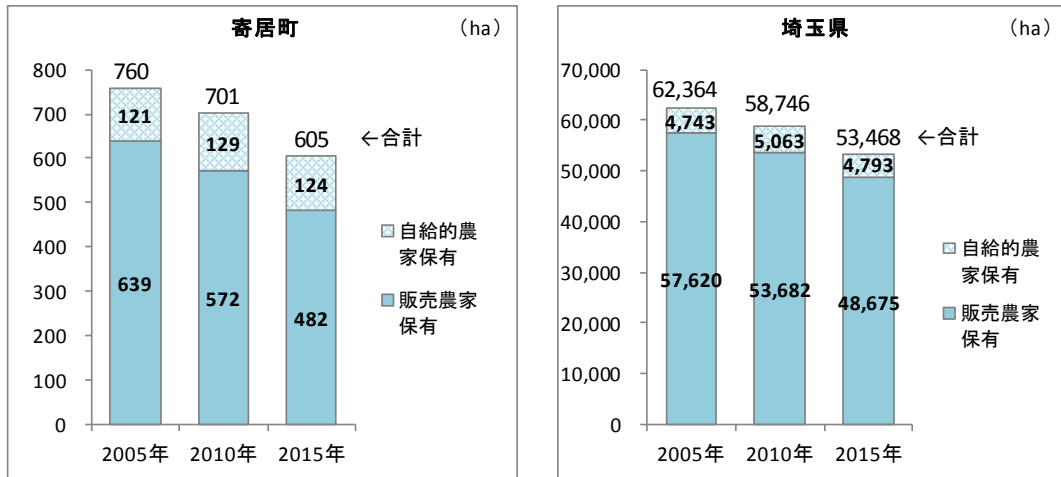
■ 経営耕地の減少、耕作放棄地が増加

2005年以降の10年間で、寄居町の経営耕地面積は760ヘクタールから^{※7}20%減少して、605ヘクタールになりました。埼玉県全体の14%減少と比べて、減少幅が大きくなっています。寄居町の経営耕地は、自給的農家の面積割合が20%であり、埼玉県全体の9%と比べて高いことが特徴です。（グラフ3参照）

また、2005年以降の10年間で寄居町の耕作放棄地面積は^{※8}16%増加し、埼玉県全体の3%増加と比べて、耕作放棄地化が進んでいます。（グラフ4参照）平成28年度に寄居町農業委員会が実施した農地利用状況調査によれば、西部・桜沢・折原地区で、耕作放棄地の割合が高くなっています。^{※9}

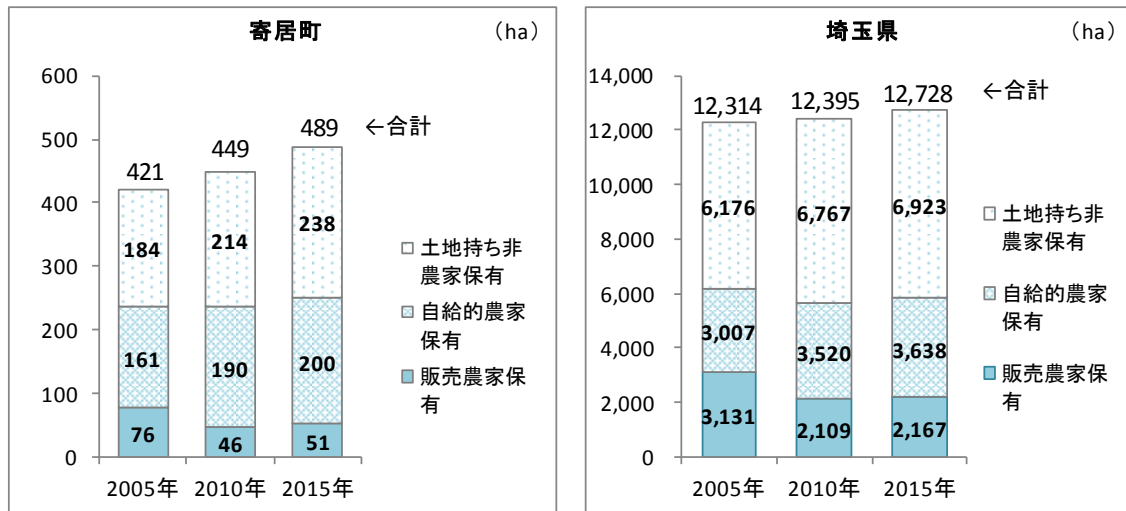
※7 経営耕地：農業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）を合計したもの。（世界農林業センサスの定義）
 ※8 自給的農家：経営耕地面積が30アール未満、かつ、農産物販売金額が50万円未満の農家。（世界農林業センサスの定義）
 ※9 耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のないもの。（世界農林業センサスの定義）

グラフ3 経営耕地の推移



出典：農林業センサス

グラフ4 耕作放棄地面積の推移



出典：農林業センサス

(3) 農業（経営）

■ 小規模経営体为中心、大規模経営体が増加

2005年以降の10年間で、寄居町の経営面積規模別販売農家数は、3ha以上の農家が14%増加したのに対し、全体の94%を占める3ha未満の農家は40%減少しました。埼玉県全体では、3ha以上の農家が39%増加し、3ha未満の農家は32%減少しています。（表2参照）

また、2005年以降の10年間で、寄居町の年間販売金額規模別販売農家数は、50万

円以上の農家が26%減少であるのに対し、全体の57%を占める50万円未満の農家は45%減少しました。埼玉県全体では、50万円以上の農家が33%減少し、50万円未満の農家は27%減少しています。(表3参照)

畜産業では、2005年以降の10年間で、寄居町の家畜飼養の農業経営体数は50経営体から35経営体に30%減少しており、乳用牛・肉用牛・豚の飼養頭数はいずれも減少しましたが、採卵鶏の羽数は15%増加しました。

表2 経営面積規模別販売農家の推移

寄居町

	0.3ha 未満	0.3～ 0.5 ha 未満	0.5～ 1.0 ha 未満	1.0～ 1.5ha 未満	1.5～ 2.0ha 未満	2.0～ 3.0ha 未満	3.0～ 5.0ha 未満	5.0～ 10.0ha 未満	10.0 ha 以上	計
2005年	10	174	258	128	49	21	14	6	1	661
2010年	6	104	207	100	54	24	11	6	4	516
2015年	4	82	160	88	30	19	14	7	3	407

埼玉県

	0.3ha 未満	0.3～ 0.5 ha 未満	0.5～ 1.0 ha 未満	1.0～ 1.5ha 未満	1.5～ 2.0ha 未満	2.0～ 3.0ha 未満	3.0～ 5.0ha 未満	5.0～ 10.0ha 未満	10.0 ha 以上	計
2005年	502	10,583	20,105	11,033	5,452	3,497	1,068	336	145	52,721
2010年	385	7,923	16,836	9,440	4,776	3,273	1,189	476	216	44,514
2015年	443	6,436	13,235	7,566	3,938	2,979	1,251	609	286	36,743

出典:農林業センサス

表3 年間販売金額規模別販売農家の推移

寄居町

	販売 なし	50万円 未満	50～ 100万 円 未満	100～ 200万 円 未満	200～ 500万 円 未満	500～ 1000万 円 未満	1000 万円 以上	計
2005年	258	168	57	56	41	36	45	661
2010年	165	139	64	46	39	30	33	516
2015年	112	122	56	30	38	21	28	407

埼玉県

	販売なし	50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～500万円未満	500～1000万円未満	1000万円以上	計
2005年	10,706	15,021	9,100	6,291	5,284	3,401	2,918	52,721
2010年	8,005	13,141	8,079	5,387	4,691	2,755	2,456	44,514
2015年	5,577	13,130	6,265	3,646	3,852	2,257	2,016	36,743

出典:農林業センサス

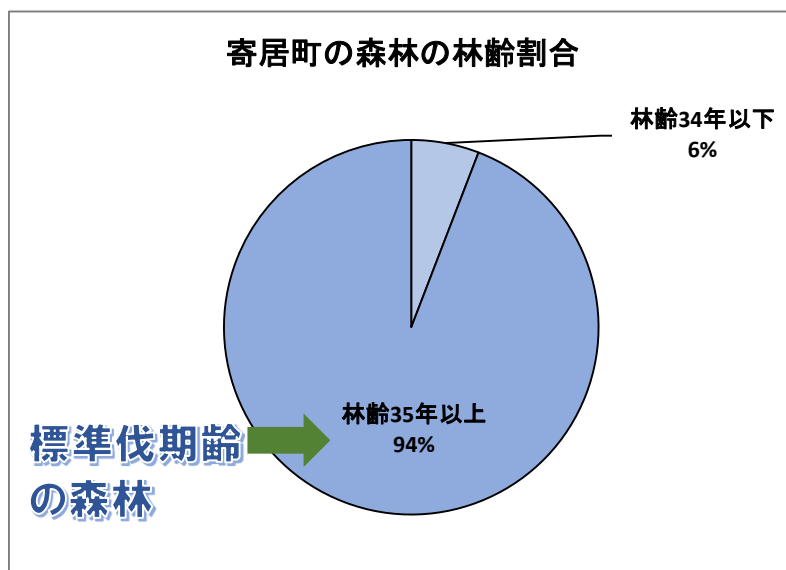
(4) 林業

■ 担い手の減少、標準伐期齢の到来

2005年以降の10年間で、林業経営体数は30経営体から12経営体に60%減少しました。^{※10}埼玉県全体でも、924経営体から367経営体に60%減少しています。

また、寄居町森林整備計画によれば、林齢35年生から40年生以上の標準伐期齢^{※12}に達した森林の面積が94%となっています。(グラフ5参照)

グラフ5



資料:寄居町森林整備計画

※10 林業経営体：①権原に基づいて育林、または、伐採を行うことができる山林の面積が3ヘクタール以上の規模の林業を行う者、または、②委託を受けて行う育林もしくは素材生産、または、立木を購入して行う素材生産の事業を行う者。(世界農林業センサスの定義)

※11 森林整備計画：都道府県の森林関連施策の方向等を定めた地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画で、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想。

※12 標準伐期齢：主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、各市町村が森林整備計画において定める標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標。

3 寄居町農林業の課題

(1) 新規参入の促進と意欲ある農業者の育成

- ・ 農家以外から新規参入する場合、農地・住居・農機具保管場所・販売先の確保といった様々な問題があります。新規参入を容易にするため、総合的な支援を行う体制をつくる必要があります。
- ・ 地域の農業には長い歴史があります。これまで農地を守ってきた農業者が持つ栽培技術を伝え、地域をリードしていく次世代の意欲ある農業者を育成する必要があります。
- ・ 担い手の減少や高齢化により労働力が減少しているため、機械化や先進技術の導入等による効率化・省力化を促進する必要があります。

(2) 耕作放棄地の発生防止・解消

- ・ 地域が抱える人と農地の問題を解決するための“未来の設計図”となる「人・農地プラン^{※13}」の見直しにより、経営規模の縮小や廃業する農業者から経営規模の拡大を図る農業者への農地の利用集積や、新規就農者への農地利用の継承を促進し、耕作放棄地の新たな発生を防止する必要があります。
- ・ 西部・桜沢・折原地区で耕作放棄地の割合が高くなっています。今後、これら山林を有する地区の広がりのない農地をどのように農業利用していくかが課題となっています。
- ・ 耕作放棄地の解消は、担い手の減少や高齢化により、農業者だけでは解決できない問題になってきています。有害鳥獣の出没や不法投棄・火災発生のおそれがあるなど、地域の生活環境に影響を与える可能性もあるため、農業者・非農家住民・関係機関が連携して対応する仕組みをつくる必要があります。
- ・ 耕作放棄地の増加が有害鳥獣被害拡大の一因になっていると考えられるため、地域が一体となって有効な対策を講ずる必要があります。

(3) 農業者の所得向上

- ・ 新たな販売先の確保に取り組む意欲のある農業者がいることから、消費者が望む良質で価値のある農産物の生産を支援する必要があります。
- ・ 農業者の主な販路になっている町内の農産物直売所の売上が減少しています。新たな出荷会員の確保や生産量の増加、特産品の創出などにより、農産物直売所を身近な販路として有効活用することが必要です。
- ・ 農産物の加工に取り組む意向のある農業者がいることから、農産物加工施設アグリ^{※14}ン館の活用等により、農業の6次産業化による経営拡大を支援する必要があります。

※13 人・農地プラン：高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの地域における人と農地の問題を解決するために、市町村が、地域の将来の担い手と農地利用のあり方を定めた計画。

※14 農業の6次産業化：農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取り組み。1次×2次×3次＝6次

(4) 森林資源の有効活用

- ・ 標準伐期齢に達した森林が多い状況にあることから、公共施設等での地元産木材の活用を図り、伐採とともに、新たな植林を進めていく必要があります。
- ・ 間伐^{※15}や下刈り^{※16}などの森林管理ができていないという所有者が多く、代替わりにより森林の場所を把握していない所有者が現れ始めています。適切な管理のための体制を整備する必要があります。
- ・ 所有者・非所有者を問わず、身近な森林に対する関心が低くなっています。森林の有する多面的機能^{※17}に対する理解を深め、町ぐるみで森林を守っていく意識を形成していく必要があります。

※15 間伐：森林の育成過程で樹木の混み具合に応じて伐採し、目的とする樹種の本数を調整する作業。樹木の成長を助長して木材としての利用価値を高めるとともに、林床に太陽光線が届くことによって下層植生が発達し、水源涵養機能などの公益的機能の向上が図られる。

※16 下刈り：植栽した苗木の成長を妨げる雑草木を刈払う作業。

※17 多面的機能：国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など農産物の供給以外の多面にわたる機能。

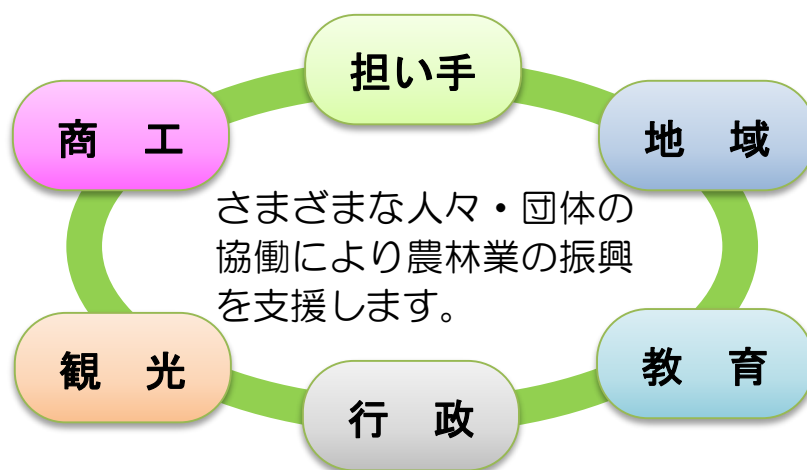
第3章 ビジョンの基本理念

【基本理念】

オール寄居で 元気いっぱいの農林業を 次世代へ

寄居町の農林業は、担い手の減少や高齢化、耕地放棄地や未整備森林の増加が進む一方で、全国や埼玉県でもトップクラスの農業者が活躍しているとともに、町外から法人や新規就農者が参入しています。また、企業や学校が森づくりに取り組んでいるといった明るい状況もあります。

今後、このような担い手を中心として、さまざまな人々・団体の協働による「オール寄居」の体制で、活力に満ちあふれた農林業を次の世代につなげていくことを基本理念とします。



第4章 ビジョンの基本方針・基本施策

基本理念を踏まえ、基本施策と具体的な取り組みを体系的に展開できるよう、次世代の農林業イメージとなる5つの基本方針と、それぞれの基本施策を定めています。

基本方針1 強い農業マンパワー

これまで地域を支えてきた担い手に加え、さまざまなタイプの新規就農者が参入することで、農業マンパワーの増強をめざします。

基本方針2 農地をフル活用

意欲ある担い手が経営農地を拡大するとともに、小規模な農地は定年就農者^{※18}などが担うことで、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地のフル活用をめざします。

基本方針3 もうかる農業

農産物の付加価値を高め、マーケットイン^{※19}型の経営を実践することで、たくさんの方が買い求めたくなる農産物づくりをめざします。

基本方針4 いきいきとした森林

豊かな水・空気・土を育む森林の機能を最大限発揮させるべく、適切な整備を行うことで、人と野生動物が共存できる森林づくりをめざします。

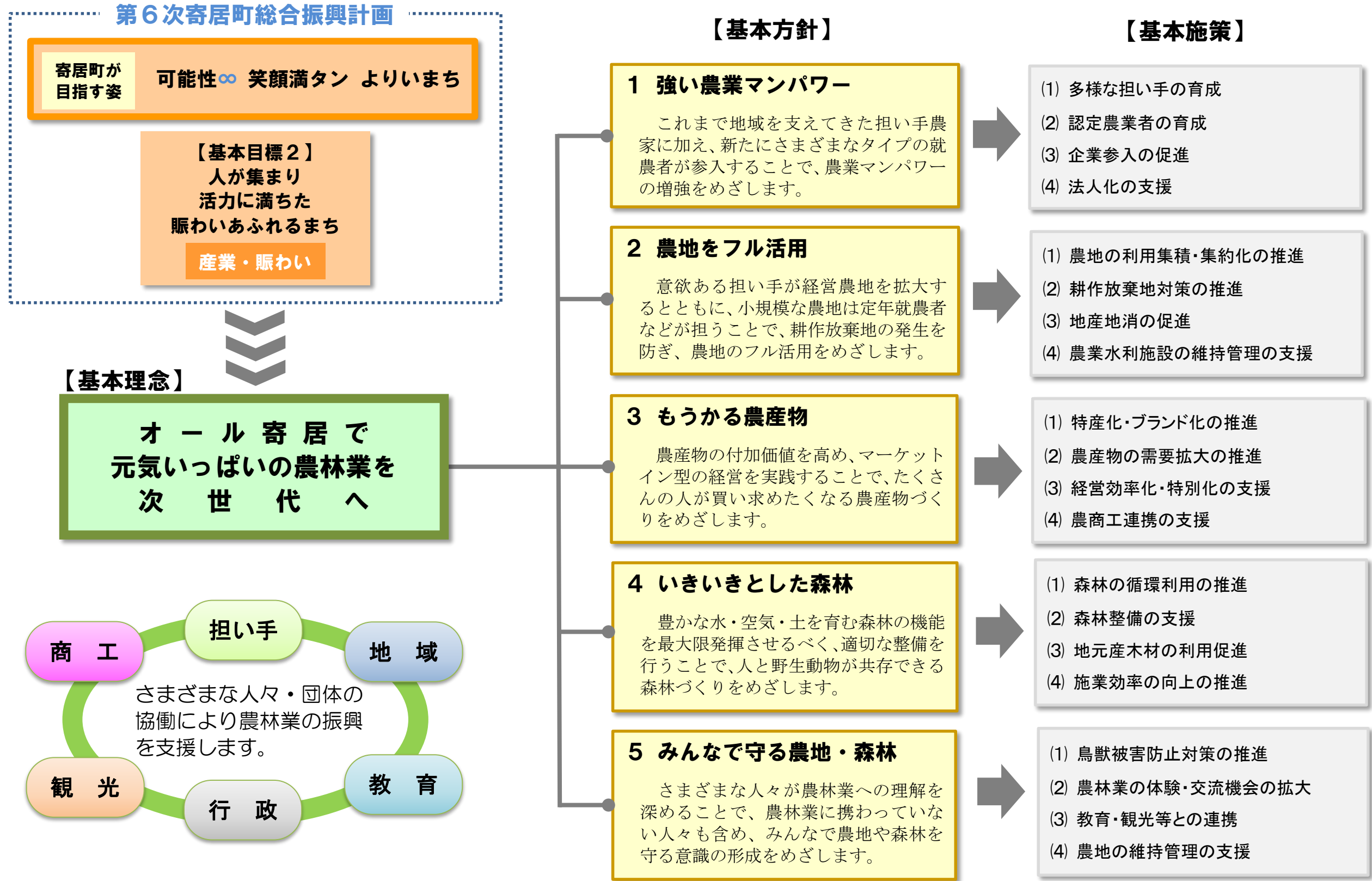
基本方針5 みんなで守る農地・森林

さまざまな人々が農林業への理解を深めることで、農林業に携わっていない人々も含め、みんなで農地や森林を守る意識の形成をめざします。

※18 定年就農者：農家・非農家の出身を問わず、定年退職を機に就農する者。

※19 マーケットイン：生産（栽培）や販売活動を行ううえで、消費者のニーズを重視する考え方。

寄居町農林業振興ビジョン 基本体系図



基本方針 1

強い農業マンパワー

これまで地域を支えてきた担い手に加え、さまざまなタイプの新規就農者が参入することで、農業マンパワーの増強をめざします。

基本施策

- 1-1 ★ 多様な担い手の育成
- 1-2 ★ 認定農業者の育成
- 1-3 ★ 企業参入の促進
- 1-4 法人化の支援

重点施策（★印の基本施策）

担い手の確保を図るため、基本施策のうち、「多様な担い手の育成」、「認定農業者の育成」、「企業参入の促進」を重点施策とし、より積極的に取り組んでいきます。

目標値

項目 【把握方法】	現状	H34年度 中間	H39年度 目標
① 認定新規就農者数 ^{※20} 【農林課調査】	H28年度 4人	8人	15人
② 認定農業者数 ^{※21} 【農林課調査】	H28年度 60人	70人	80人
③ 法人経営体数 【農林業センサス】	H27年 6経営体	H32年 12経営体	H37年 18経営体

※20 認定新規就農者：市町村が青年等就農計画を認定した新規就農者。就農直後5年以内の所得を確保する資金の交付などの各種の支援措置を受けることができる。

※21 認定農業者：市町村が農業経営改善計画を認定した農業者。低利融資制度や税制上の特例等の各種の支援措置を受けることができる。

基本施策 1-1 多様な担い手の育成

(1) 方向性

新規就農を希望する様々な人材を取り込み、担い手として定着させるため、寄居町で農業に取り組む魅力についての情報発信を行うほか、相談・受入体制の充実、就農後の定着に向けた支援を充実させます。

(2) 具体的な取り組み

① 就農希望者への情報発信と相談体制の充実

取り組み	主な内容
寄居町農業の魅力の情報発信	町内の新規就農者等と協力し、日常の農作業や町での生活を紹介するブログ等、SNS ^{※22} を活用し、寄居町で農業に取り組む魅力を情報発信します。
就農相談体制の充実	就農相談会を開催するとともに、就農希望者が集まるフェアや、埼玉県農業大学校 ^{※23} における就農支援相談会等に参加し、相談体制を充実させます。
就農支援のための情報提供	就農希望者が円滑に就農できるよう、住居・農地・農業機械、就農後のサポート体制等の情報を提供します。

② 就農希望者を対象とした研修の充実

取り組み	主な内容
明日の農業担い手育成塾 ^{※24} の実施	寄居町担い手育成協議会が、サポート農家の協力を得て実施する「明日の農業担い手育成塾」をさらに活性化させ、専業で農業に取り組んでいく担い手を確保します。
(仮称) 農業実践講座の開設	ベテラン農業者が、長年の経験で培った栽培技術を次世代に伝承するため、若者や女性、定年退職者等の就農希望者を対象とした(仮称)農業実践講座を開設します。

※22 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。ブログやフェイスブック等のインターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

※23 埼玉県農業大学校：埼玉県の農業の担い手や農業関連産業に携わる担い手を育成することを目的に、農業改良普及助長法に基づき設置された農業者研修教育施設であり、平成16年度からは学校教育法上の専修学校（高等教育機関）としても位置付けられている。

※24 明日の農業担い手育成塾：農業外から新たに農業に参入を希望する者を確実に希望地での就農に導くため、関係機関が連携して概ね2年間の研修の実施、農地の確保等を行う支援体制。

③ 新規就農者の経営農地確保の支援

取り組み	主な内容
※25 農地利用最適化の推進	農業委員会の農地利用最適化の推進活動により、貸し出しを希望する農地を把握し、新規就農者が農業経営を始めるための農地を確保します。
新規就農促進のための 農地取得の下限面積引き下げ ※26	新規就農者の継続的な農業経営を確保するため、耕作放棄地が相当程度ある地域等において、農地取得の下限面積を引き下げることを検討します。

④ 新規就農者の定着化の支援

取り組み	主な内容
新規就農者の経営確立の支援	※27 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）を活用し、要件を満たした認定新規就農者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。
就農後のサポート体制の整備	栽培技術や地域との交流など、非農家出身の新規就農者が直面する様々な課題の解決に向け、地元農家等が相談・指導にあたるサポートする体制を整備します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 就農促進のための情報発信・相談の実施 ◇ 農業者等と連携した研修・講座の実施 ◇ 新規就農者定着化の支援
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住居・農業機械等の情報収集への協力 ◇ 貸し出し農地の確保 ◇ 農地取得の下限面積引き下げの検討 ◇ 就農後サポート体制への協力
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 研修・講座への協力 ◇ 新規就農者定着化の支援 ◇ 就農後サポート体制への協力
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 情報発信の実施 ◇ 研修・講座の実施への協力 ◇ 就農後サポート体制への協力

※25 農地利用最適化：平成28年4月1日施行の改正農業委員会法で強化された「担い手への農地等の利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」等の取り組み。

※26 下限面積引き下げ：耕作放棄地が相当程度存在する区域において、新規就農を促進するために、農地の権利取得の面積を50アール未満に引き下げることができる制度（農地法施行規則第17条第2項）。

※27 農業次世代人材投資事業：就農前後の所得確保を目的とした給付金。45歳未満の人を対象に、就農前の研修期間（2年以内）と、経営が不安定な就農直後（5年以内）に、1人当たり年間最大で150万円が給付される。

基本施策 1-2 認定農業者の育成

(1) 方向性

これからの町の農業をけん引していく担い手を確保するため、自ら経営改善に取り組む意欲と能力を持った認定農業者を育成していきます。

(2) 具体的な取り組み

認定農業者の育成・確保

取り組み	主な内容
認定農業者支援制度の情報提供	低利融資制度や税制上の特例等の認定農業者を対象とした支援制度の情報提供により、認定農業者を確保します。
認定農業者研修会の情報提供	県等が実施する認定農業者を対象とした研修会への参加を促進し、農業経営の改善・充実を図ります。
※28 農業経営改善計画策定の相談体制の充実	認定農業者が直面する様々な課題への対応や、より一層の経営拡大を支援するため、農業経営改善計画策定の相談体制を充実させます。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認定農業者支援制度の情報提供 ◇ 研修会への情報提供 ◇ 農業経営改善計画策定の相談体制の充実
埼玉県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 研修の実施 ◇ 農業経営改善計画策定の相談体制への協力
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認定農業者研修会への参加 ◇ 農業経営改善計画の策定

※28 農業経営改善計画：農業者が、農業経営基盤強化促進法の市町村基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画。市町村からこの計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」という。

基本施策 1-3 企業参入の促進

(1) 方向性

企業の農業参入を促進し、担い手として定着させるため、積極的に企業を受け入れる町のスタンスを情報発信するとともに、定着化に向けた支援を充実させます。

(2) 具体的な取り組み

① 情報発信と相談体制の充実

取り組み	主な内容
企業参入を促進するための情報発信	県の企業等農業参入相談担当部署と連携し、積極的に企業を受け入れる町のスタンス等を情報発信します。
農業参入企業の誘致	町への農業参入に興味を持つ企業を対象に、農地の情報提供や、営農環境・サポート体制の説明等により、誘致を推進します。

② 農業参入企業の定着化の支援

取り組み	主な内容
農業参入企業の経営農地確保の支援	農業委員会の活動により、貸し出しを希望する農地を把握し、企業が農業経営を開始・拡大するための農地を確保します。
農業参入企業サポート体制の整備	農業参入する企業の定着化に向け、栽培技術や地域との交流等をサポートする体制を整備します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業参入促進の情報発信、参入企業の誘致 ◇ 参入企業の定着化の支援
農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 農地情報の収集、農地の確保
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 企業参入促進の情報発信、参入企業の誘致への協力
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サポート体制への協力

基本施策 1-4 法人化の支援

(1) 方向性

人材や資金等の経営資源の確保や対外信用力の向上、円滑な経営継承を実現し、将来に向かって農業経営を拡大していくため、農業経営の法人化を支援します。

(2) 具体的な取り組み

① 研修機会の確保

取組み	主な内容
法人化研修会の情報提供	県等が開催する法人化を目的とした研修会の情報提供を行い、参加を促進します。

② 相談体制の充実

取組み	主な内容
法人化相談体制の充実	県の農業経営法人化相談担当部署と連携し、法人化を目指す農業者や集落営農 ^{※29} を支援するため、税務・雇用・資金等の専門家等による相談体制を充実させます。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 研修機会の情報提供 ◇ 相談体制の充実
埼玉県 関係機関	◇ 研修の実施 ◇ 相談体制への協力

※29 集落営農：集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織。

基本方針2

農地をフル活用

意欲ある担い手が経営農地を拡大するとともに、小規模な農地は定年就農者などが担うことで、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地のフル活用をめざします。

基本施策

- 2-1 ★ 農地の利用集積・集約化の推進
- 2-2 ★ 耕作放棄地対策の推進
- 2-3 地産地消の促進
- 2-4 農業水利施設の維持管理の支援

重点施策（★印の基本施策）

農地の有効活用を図るため、基本施策のうち、「農地の利用集積・集約化の推進」、「耕作放棄地対策の推進」を重点施策とし、より積極的に取り組んでいきます。

目標値

項目 【把握方法】	現状	H34年度 中間	H39年度 目標
① 農地中間管理事業による 農地の集積面積 【農林課調査】	H28年度 6.74ha	33ha	58ha
② 果樹の栽培面積 【農林業センサス】	H27年 14ha	H32年 16ha	H37年 18ha
③ 耕作放棄地面積 【農林業センサス】	H27年 489ha	H32年 527ha	H37年 568ha
④ 町内における農産物直売所 の新規出荷会員数 【運営組織調査】	—	20人	40人

基本施策 2-1 農地の利用集積・集約化の推進

(1) 方向性

担い手の農業経営の拡大や作業の効率化を図るとともに、農業参入企業の農地を確保するため、農地の利用集積・集約化を推進します。

(2) 具体的な取り組み

① 農地の利用集積・集約化に向けた環境づくり

取り組み	主な内容
人・農地プランを活用した農地の利用集積・集約化	人・農地プランの地域座談会の実施により、中心となる経営体への農地の集積・集約化に向けた地域の合意形成を図ります。
農地中間管理事業の導入	効率的な農業経営の展開が見込まれる地域や、担い手が不足する地域での農地中間管理事業の導入を促進します。

② 農地の利用集積・集約化の推進

取り組み	主な内容
農地利用最適化の推進	農業委員会の農地利用最適化の推進活動により、貸し出しを希望する農地の把握と、担い手への利用集積・集約化を図ります。
農地中間管理事業の推進	事業内容やメリットのPRを行い、農地中間管理機構への貸し出しを促進して、より多くの農地の利用集積・集約化を図ります。
農地の借り手への支援	農地中間管理事業等により農地を借り受けた担い手に対し、賃借料の助成を行います。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 人・農地プラン地域座談会の実施 ◇ 農地中間管理事業導入の促進 ◇ 農地中間管理事業の推進 ◇ 農地の賃借料の助成
農業委員会	◇ 農地情報の収集 ◇ 担い手への利用集積・集約化 ◇ 農地中間管理機構との連携
埼玉県	◇ 農地中間管理事業導入の促進 ◇ 農地中間管理事業の推進
農林公社	◇ 農地中間管理事業導入の促進 ◇ 農地中間管理事業の推進
農業者 関係機関	◇ 人・農地プラン地域座談会への参加 ◇ 農地の集積・集約化への協力

基本施策 2-2 耕作放棄地対策の推進

(1) 方向性

農産物の生産基盤である農地を守るため、農地の利用状況を把握するとともに、耕作放棄地の発生防止や解消を推進し、農地としての利用継続を図ります。

(2) 具体的な取り組み

① 耕作放棄地等の把握

取り組み	主な内容
農地利用状況調査の実施	農業委員会が実施する農地利用状況調査等 ^{※30} により、耕作放棄地や耕作放棄地化する恐れのある農地を把握します。

② 農地の再生利用の促進

取り組み	主な内容
耕作放棄地の利用意向調査の実施	農業委員会が耕作放棄地の所有者に対して実施する利用意向調査 ^{※31} により、耕作放棄地の今後の利用意向を把握します。
耕作放棄地の再生利用の支援	担い手が農地を確保するために、耕作放棄地を再生して利用する取り組みに対し、再生に要する費用の助成を行います。
果樹等の導入の支援	耕作放棄地の発生防止・解消のため、農産物加工品の原材料にもなる果樹や、土壌肥沃化の効果がある緑肥作物 ^{※32} の導入費用の助成を行います。
耕作放棄地の有機農業等への活用	まとまりのある耕作放棄地については、有機農業等の経営農地としての再生利用を検討します。
農業ふれあい講座による農地の再生利用	耕作放棄地を再生した農地で農業ふれあい講座を展開し、一定期間の講座の実施後に、市民農園としての利用を検討します。

※30 農地利用状況調査：農地法第 30 条に基づき、農業委員会が毎年 1 回実施する農地の利用の状況についての現地調査。

※31 利用意向調査：農地法第 32 条に基づき、耕作放棄地等の所有者に対して実施する農業上の利用の意向についての調査。

※32 緑肥作物：枯らしたり、腐らせたりせず、そのまま土壌にすき込んで肥料とするための作物。イネ科（ソルガム、イタリアンライグラス等）とマメ科（ヘアリーベッチ、レンゲ、セスバニア等）を主体として多くの種類がある。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 耕作放棄地再生費用の助成 ◇ 果樹等の導入費用の助成 ◇ 耕作放棄地の有機農業等への活用の検討 ◇ 農業ふれあい講座実施後の市民農園利用の検討
農業委員会	◇ 農地利用状況調査・利用意向調査の実施 ◇ 農業ふれあい講座の実施
埼玉県	◇ 農業ふれあい講座への協力
農業者	◇ 耕作放棄地再生の実施
非農家住民	◇ 農業ふれあい講座への参加

基本施策 2-3 地産地消の促進

(1) 方向性

町内の農産物直売所やスーパーマーケット等における地元農産物の販売を拡大するとともに、自ら食べる農産物を自ら生産する生活スタイルの非農家住民が増加することにより、地産地消の拡大を通じた農地の有効利用を促進します。

(2) 具体的な取り組み

① 地元農産物の販売の拡大

取り組み	主な内容
農産物直売所を活用した 生産・販売の拡大	出荷会員の高齢化等により、販売する農産物が不足しつつある農産物直売所について、新たな出荷会員の加入や、生産量の増加等により、販売の拡大を図ります。
地元農産物の販売拡大	町内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、学校給食センターや保育所等に対し、地元農産物の販売拡大を図ります。
※33 アウトレット野菜の販売展開	若者や女性、定年就農者等の新規就農者のモチベーション向上を図るため、形や大きさが不揃いな野菜の販売展開について検討します。

② 自産自消の推進

取り組み	主な内容
※34 自産自消スタイルの普及	点在する小規模農地を多くの非農家住民が借り受け、自分の家庭で食べる分の農産物を自分で作る生活スタイルを普及することにより、農地の有効利用を図ります。

※33 アウトレット野菜：安価で消費者に販売する規格外等の野菜の呼称。

※34 自産自消：自分で農産物を作り（自産）、自分で収穫して食べる（自消）一連の行動。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 農産物直売所の新規出荷会員確保への協力 ◇ 地元農産物の販売拡大への協力 ◇ アウトレット野菜の販売展開の検討 ◇ 自産自消スタイルの普及促進
埼玉県	◇ 農産物直売所運営改善の助言
農業者	◇ 地元農産物の販売拡大
農産物直売所 運営者	◇ 新規出荷会員の確保、栽培指導等の実施 ◇ アウトレット野菜の販売展開の検討への協力
関係機関	◇ 地元農産物の販売拡大

基本施策 2-4 農業水利施設の維持管理の支援

(1) 方向性

農業用水を継続して確保することを目的に、ため池、ポンプ、農業用水路等の農業水利施設を維持するための事業費を支援します。

(2) 具体的な取り組み

① 農業水利施設の維持管理への支援

取り組み	主な内容
農業水利施設の維持管理の支援	農業水利施設について、県等の関係機関と連携して、土地改良区や水利組合等の適切な維持管理を支援するとともに、補修工事等に要する費用の助成を行います。

② ため池の維持管理の促進

取り組み	主な内容
ため池の維持管理の促進	水田への農業用水を安定的に確保するとともに、防災・減災対策として、一斉点検の結果、調査を要するとされたため池について、耐震調査等を順次実施します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 農業水利施設補修費用の助成 ◇ ため池耐震調査等の実施
埼玉県	◇ 農業水利施設補修費用の助成 ◇ ため池耐震調査等の支援
土地改良区・水利組合等	◇ 農業水利施設の維持管理の実施

基本方針3

もうかる農業

農産物の付加価値を高め、マーケットイン型の経営を実践することで、たくさんの方が買い求めたくなる農産物づくりをめざします。

基本施策

- 3-1 ★ 特産化・ブランド化の推進
- 3-2 ★ 農産物の需要拡大の推進
- 3-3 経営の効率化・特別化の支援
- 3-4 農商工連携の支援

重点施策（★印の基本施策）

農業所得の向上を図るため、基本施策のうち、「特産化・ブランド化の推進」、「農産物の需要拡大の推進」を重点施策とし、より積極的に取り組んでいきます。

目標値

項目 【把握方法】	現状	H34年度 中間	H39年度 目標
① 新たな特産農産物の数 【農林課調査】	—	3件	6件
② 新たな農産物加工品の商品数 【農林課調査】	—	5件	10件
③ 農業産出額 【農林業センサス】	H27年 388千万円	H32年 400千万円	H37年 410千万円
④ 販売金額2,000万円以上の 販売農家数 【農林業センサス】	H27年 15戸	H32年 18戸	H37年 22戸
⑤ GAP（農業生産工程管理） 認証の取得者数 【農林課調査】	—	2人	5人

※35 GAP（農業生産工程管理）：農産物（食品）の安全や、環境の保全、労働の安全を確保するため、記録簿や掲示物によって確認・表示しながら、より良い農業生産を実現する取り組み。認証には、日本発のAS IAGAP/JGAP、主に欧州で普及しているGLOBALG.A.P.、埼玉県独自のS-GAP等がある。

基本施策 3-1 特産化・ブランド化の推進

(1) 方向性

農業者の所得向上を図るため、消費者や食品事業者等の実需者のニーズに応じた農産物の生産や6次産業化等による特産化・ブランド化を推進します。

(2) 具体的な取り組み

① 農産物・農産物加工品の特産化・ブランド化

取り組み	主な内容
農産物等の特産化・ブランド化の支援	農産物や農産物加工品の特産化・ブランド化に向け、生産経費や食味の良さを伝えるPR、飲食店と連携したフェア等への参加に要する費用を助成します。
農産物加工施設を活用した商品開発・販売促進の支援	農業者が自ら生産・加工・流通販売に取り組む6次産業化に加え、農業者と農業者以外の事業者が連携した商品開発・販売を促進するため、農産物加工施設の活用による支援を行います。

② 特産化・ブランド化に向けたプロモーション

取り組み	主な内容
農産物等の特産化・ブランド化に向けたプロモーション	農産物や農産物加工品のうち、特産化・ブランド化が見込まれるものについて、県や関係機関と連携し、町が販売拡充に向けたプロモーションを展開します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特産化・ブランド化費用の助成 ◇ 農産物加工施設を活用した商品開発等の支援 ◇ 特産化・ブランド化に向けたプロモーションの実施
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特産化・ブランド化の支援 ◇ 特産化・ブランド化に向けたプロモーションへの協力
農業者 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 特産化・ブランド化に向けた生産・PRの実施

基本施策 3-2 農産物の需要拡大の推進

(1) 方向性

意欲的な担い手の農業所得の向上を図るため、新たな販路の拡大に向けた取り組みを推進します。

(2) 具体的な取り組み

① 需要拡大・販路拡大の支援

取り組み	主な内容
消費者への直接PRによる需要拡大の支援	農業者（ベテラン農家・新規就農者・有機農業者等）による、軽トラ市 ^{※36} やマルシェ ^{※37} 等、消費者に直接PRする販売イベントへの出展を促進します。
事業者への販路拡大の支援	埼玉県農商工連携フェア ^{※38} など、小売業者や食品事業者への販路拡大を目的とした商談会について、農業者への情報提供を行い、参加を促進します。
新たな農産物の導入促進	新たな農産物の生産導入により、需要の拡大と、不作による経営リスクを分散させ、農業所得の安定と向上を図ります。

② GAP 認証取得の支援

取り組み	主な内容
GAP（農業生産工程管理）認証取得の支援	GAP（農業生産工程管理）の認証取得を促進するため、県等が実施するセミナー等の開催についての情報提供や取得費用の助成を行います。

※36 軽トラ市：軽トラックの荷台を店舗に見立て、生産者が直接販売する市。

※37 マルシェ：フランス語で「市場」のこと。

※38 埼玉県農商工連携フェア：農業者・農業者団体と商工業者等との連携によるビジネスマッチングの機会の創出を目的に、埼玉県が年に一度開催するイベント。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 農業者によるイベント出展の促進 ◇ 商談会・GAP関連セミナー等の情報提供 ◇ 新たな農産物の導入の協力 ◇ GAP認証取得費用の助成
埼玉県	◇ 商談会・GAP関連セミナーの実施 ◇ 新たな農産物の導入への協力 ◇ GAP認証導入の支援
農業者	◇ イベント出展の実施 ◇ 新たな農産物の導入の検討 ◇ GAP認証導入の検討
関係機関	◇ イベント出展の支援 ◇ 新たな農産物の導入への支援 ◇ GAP認証導入の支援

基本施策 3-3 経営の効率化・特別化の支援

(1) 方向性

農業労働力の減少に対応しつつ、農業経営の拡大に取り組む農業者を育成するため、経営の効率化・特別化への取り組みを支援します。

(2) 具体的な取り組み

① 効率化の支援

取り組み	主な内容
効率化に向けた先進技術の情報提供	農業者に対し、ICT ^{※39} 等を活用した農業生産等、先進技術を活用した経営効率化に向けた情報提供を行います。
畜産クラスター ^{※40} 事業等を活用した効率化の促進	畜産クラスター事業等の補助事業を活用した機械・施設の導入により、たい肥の生産・貯蔵・散布等の作業の効率化や、耕畜連携による経営の相互効率化を促進します。

② 特別化の支援

取り組み	主な内容
特別化の支援策等の情報提供	特定の農産物の生産に特化することで、品質の向上、生産の効率化と規模拡大、6次産業化等に取り組む農業者を対象とした国等の助成や研修会等の情報提供を行います。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 先進技術の情報提供 ◇ 畜産クラスター事業等導入の促進 ◇ 特別化支援策等の情報提供
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 先進技術導入の支援 ◇ 畜産クラスター事業等導入の支援 ◇ 特別化支援策等の情報提供
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 先進技術導入の検討 ◇ 畜産クラスター事業等導入の検討 ◇ 効率化・特別化経営の検討

※39 ICT：情報通信技術。コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

※40 畜産クラスター：畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制。クラスターは、ぶどう等の果実や花の「房」のこと。

※41 耕畜連携：耕種農家が畜産農家に稲わらや飼料作物等を提供し、畜産農家が耕種農家に堆肥を提供するなど、耕種農家と畜産農家の連携による資源循環の取り組み。

基本施策 3-4 農商工連携の支援

(1) 方向性

農産物の需要拡大と農業者の所得向上のため、農業者と商工業者の連携による地元農産物を活用した食品の開発等を支援します。

(2) 具体的な取り組み

農業者と商工業者の連携の支援

取り組み	主な内容
農業者と商工業者の連携の支援	農業者と農業者以外の事業者が連携した商品開発・販売を促進するため、農産物加工施設等の活用により、農業者と他事業者の連携を支援します。
農商工等連携事業計画 ^{※42} 認定の支援	中小企業者と農業者の共同による新たな事業展開を促進するため、農商工等連携事業計画の認定に向けた両者の連携を支援します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 農商工連携の支援
埼玉県	◇ 農商工連携への協力
農業者 商工業者	◇ 農商工連携
関係機関	◇ 農商工連携の支援

※42 農商工等連携事業計画：中小企業者と農業者が、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品や新たなサービスの開発等について共同で作成した計画。国の計画認定を受けることで、各種の支援措置を受けることができる。

基本方針4

いきいきとした森林

豊かな水・空気・土を育む森林の機能を最大限発揮させるべく、適切な整備を行うことで、人と野生動物が共存できる森林づくりをめざします。

基本施策

- 4-1 ★ 森林の循環利用の推進
- 4-2 ★ 森林整備の支援
- 4-3 ★ 地元産木材の利用促進
- 4-4 ★ 施業効率の向上の推進

重点施策（★印の基本施策）

森林の循環利用と適切な管理を図るため、すべての基本施策を重点施策とし、積極的に取り組んでいきます。

目標値

項目 【把握方法】	現状	H34年度 中間	H39年度 目標
① 森林整備事業 ^{※43} 実施面積 【農林課調査】	H28年度 212ha	290ha	340ha
② 里山・平地林再生事業 ^{※44} 実施面積 【農林課調査】	H28年度 5.22ha	H30～34年度 合計 50ha	H35～39年度 合計 50ha
③ 地元産木材を活用した 公共施設の新築・改築数 【農林課調査】	—	2件	4件
④ 標準伐期齢の民有林面積 【寄居町森林整備計画】	H28年度 2,235ha	2,135ha	2,035ha

※43 森林整備事業：5アール以上の面積規模の森林について、森林所有者等が実施する下刈り・枝打ち・除間伐の整備事業で、経費の一部を町が補助するもの。

※44 里山・平地林再生事業：おおむね30アール以上の里山や平地林において、町と森林所有者等が協定を締結して実施する下刈りや枯損木、不良木の除去及び竹林伐採等の整備事業。

基本施策 4-1 森林の循環利用の推進

(1) 方向性

森の若返りや、施業の集約化・団地化^{※45}の促進による林業生産性の向上により、「伐って・使って・植えて・育てる」森林の循環利用を推進します。

(2) 具体的な取り組み

① 森の若返りの推進

取り組み	主な内容
森の若返りに向けた体制整備と事業導入の促進	森林の所有者や県・関係機関と連携し、森林の伐採・造林等による森の若返りに向けた体制の整備や県等の事業導入を促進します。

② 施業の集約化・団地化の促進

取り組み	主な内容
^{※46} 林地台帳の整備・更新	施業の集約化・団地化や適切な森林整備を促進するため、森林の所有者や面積等の情報を一元的に管理する林地台帳を整備・更新します。
施業の集約化・団地化の促進	一体的なまとまりのある森林について、効率的な施業と適切な整備による循環利用を図るため、効果的な森林経営計画 ^{※47} の策定を促進します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森の若返りの体制整備・事業導入の検討 ◇ 林地台帳の整備・更新 ◇ 森林経営計画策定の支援
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森の若返りの体制整備・事業導入の検討 ◇ 林地台帳整備への協力 ◇ 森林経営計画策定の支援
森林所有者 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森の若返り事業導入の検討 ◇ 森林経営計画の策定

※45 施業の集約化・団地化：隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、作業道の整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。

※46 林地台帳：県が策定する地域森林計画の民有林を対象として、森林所有者や面積等の情報を市町村が一元的に取りまとめて作成する台帳。平成31年度から本格的な制度運用を開始する予定。

※47 森林経営計画：森林所有者等が、自ら経営する一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業や保護について作成する5年を一期とする計画。

基本施策 4-2 森林整備の支援

(1) 方向性

未整備森林の拡大を食い止め、健全な森林の育成と林業振興を図るとともに、美しい森林に囲まれた町の景観を守るため、森林の整備を支援します。

(2) 具体的な取り組み

① 森林整備の支援

取り組み	主な内容
森林整備の支援	森林の所有者が実施する下刈りや枝打ち、除間伐 ^{※48} などの森林の整備費用を助成します。
里山・平地林再生事業による森林整備の推進	一定規模の森林については、里山・平地林再生事業を活用し、森林の整備を推進します。

② 森林ボランティア等^{※49}による森林整備の促進

取り組み	主な内容
森林ボランティア等による森林整備の促進	森林ボランティア等の活動により、下刈りなどの健全な森林づくりに欠かせない整備を促進します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林整備費用の助成 ◇ 里山・平地林再生事業の実施 ◇ 森林ボランティア等の森林整備活動の促進
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 里山・平地林再生事業の支援 ◇ 森林ボランティア等の森林整備活動の支援
森林所有者 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林整備の実施

※48 枝打ち、除間伐：〔枝打ち〕節のない木材を生産するため、樹木の育成過程において不要な枝を切り落とす作業。〔除間伐〕林業における伐採の種類で、①育成しようとする樹木以外の木を切り除く作業（除伐）、②森林の育成過程で樹木の混み具合に応じて伐採し、目的とする樹種の本数を調整する作業（間伐）などがある。

※49 森林ボランティア：森林をフィールドにして、植栽、下刈りなどをボランティア活動として行う者。

基本施策 4-3 地元産木材の利用促進

(1) 方向性

森林の循環利用と適切な森林整備を図るため、公共施設の整備や、住宅の建築・リフォームにおける地元産木材の利用拡大を促進します。

(2) 具体的な取り組み

① 建築物の整備における地元産木材の利用

取り組み	主な内容
公共施設の整備における地元産木材の利用の推進	公共施設の整備に際しては、木造による整備を検討し、地元産木材の利用を推進します。
地元産木材の利用に向けたPR	住宅等の建築・リフォームにおける地元産木材の利用を促進するため、住民や工務店に支援策をPRします。

② 地元産木材の付加価値の向上

取り組み	主な内容
※50 森林認証の取得	地元産木材の需要拡大策の一環として、適切な森林管理が行われていることを認証する森林認証の取得について、林業事業者と検討します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 公共施設の地元産木材利用の推進 ◇ 地元産木材利用の支援策のPR ◇ 森林認証取得の検討への参加
埼玉県	◇ 地元産木材利用の助成
関係機関	◇ 森林認証取得の検討

※50 森林認証：独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等について、一定の基準に基づいて、森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材・木材製品の分別や表示管理について認証すること。林産物に対して認証マークを付すことにより、消費者の選択的な購入を促し、森林保護を図ろうとする仕組み。

基本施策 4-4 施業効率の向上の推進

(1) 方向性

森林の循環利用と適切な森林整備を図るため、林地台帳や森林施業プランナーの活用による施業効率の向上を推進します。

(2) 具体的な取り組み

① 林地台帳の整備等

取り組み	主な内容
林地台帳の整備・更新 (再掲)	施業の集約化・団地化や適切な森林整備を促進するため、森林の所有者や面積等の情報を一元的に管理する林地台帳を整備・更新します。

② 効率的施業の促進

取り組み	主な内容
施業の集約化・団地化の促進 (再掲)	一体的なまとまりのある森林について、効率的な施業と適切な整備による循環利用を図るため、効果的な森林経営計画の策定を促進します。
※51 森林施業プランナーの活用	森林経営計画に基づく効率的・効果的な施業の実施を図るため、施業の内容やコスト等を提案し、森林の所有者の合意を働きかけるための能力と知見を身につけた森林施業プランナーの活用を促進します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林地台帳の整備・更新 ◇ 森林経営計画策定の支援 ◇ 森林施業プランナーの活用促進
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 林地台帳整備への協力 ◇ 森林経営計画策定の支援
森林所有者 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林施業プランナーの活用 ◇ 森林経営計画の策定

※51 森林施業プランナー：森林所有者に代わって、面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成し、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を森林所有者に提案して施業を受託、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行う者。

基本方針5

みんなで守る農地・森林

さまざまな人々が農林業への理解を深めることで、農林業に携わっていない人々も含め、みんなで農地や森林を守る意識の形成をめざします。

基本施策

- 5-1 ★ 鳥獣被害防止対策の推進
- 5-2 農林業の体験・交流機会の拡大
- 5-3 教育・観光等との連携
- 5-4 農地の維持管理の支援

重点施策（★印の基本施策）

多面的な機能を有する農地・森林を保全し、地域の振興を図るため、基本施策のうち、「鳥獣被害防止対策の推進」を重点施策とし、より積極的に取り組んでいきます。

目標値

項目 【把握方法】	現状	H34年度 中間	H39年度 目標
① 有害鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の捕獲頭数 【農林課調査】	H28年度 97頭	120頭	140頭
② 農業・林業体験イベント数 【農林課調査】	—	2件	3件
③ 果樹の栽培面積【再掲】 【農林業センサス】	H27年 14ha	H32年 16ha	H37年 18ha
④ 耕作放棄地面積【再掲】 【農林業センサス】	H27年 489ha	H32年 527ha	H37年 568ha

基本施策5-1 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 方向性

鳥獣による農産物の被害の抑制を図るため、鳥獣被害の防止対策を推進します。

(2) 具体的な取り組み

① 鳥獣被害防止対策の推進

取り組み	主な内容
有害鳥獣駆除事業の推進	地元猟友会に委託することにより、効率的・効果的な有害鳥獣の駆除を実施し、農業被害の抑制を図ります。
有害鳥獣防除対策への支援	電気柵の購入や有害鳥獣が近づきにくい環境づくりへの助成を行うとともに、里山・平地林再生事業を活用し、地域の有害鳥獣防除対策を支援します。
有害鳥獣被害防止対策の情報提供	有害鳥獣被害防止に関する電気柵等の有効な設置方法や、町や関係機関の各種支援策等について一括した情報提供を行います。
先進技術を活用した有害鳥獣捕獲	イノシシ等の出没件数や出没地域の増大に対応するため、ICT等の先進技術を活用した捕獲について検討します。

② 鳥獣被害対策に取り組む人材の確保

取り組み	主な内容
狩猟免許取得の支援	有害鳥獣の捕獲に取り組む人材を確保するため、農業者等による狩猟免許の取得の経費を助成します。
鳥獣被害対策実施隊 ^{※52}	鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の一斉捕獲や防止策の設置等の被害防止の実践的な活動に取り組む鳥獣被害対策実施隊について検討します。

③ 捕獲獣肉の活用

取り組み	主な内容
捕獲獣肉の活用	イノシシ等の捕獲獣肉の処理方策として、食肉としての流通等の有効な活用方法を検討します。

※52 鳥獣被害対策実施隊：鳥獣被害防止特措法に基づき、対象鳥獣の捕獲や防護柵の設置等の被害防止計画に基づいた被害防止施策を実施する組織。市町村長が指名・任命する隊員で構成する。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 有害鳥獣駆除事業の実施 ◇ 防除対策事業への助成 ◇ 先進技術を活用した有害鳥獣捕獲の検討 ◇ 有害鳥獣被害防止対策の情報提供 ◇ 鳥獣被害対策実施隊の検討 ◇ 狩猟免許取得への助成 ◇ 捕獲獣肉の活用の検討
埼玉県	◇ 鳥獣被害防止対策への協力
農業者 関係機関	◇ 有害鳥獣被害防除対策の実施 ◇ 狩猟免許取得の検討 ◇ 捕獲獣肉の活用の検討への参加

基本施策5-2 農林業の体験・交流機会の拡大

(1) 方向性

農地や森林を大切にする意識を形成するとともに、町の農産物や木材の消費拡大を図るため、農業者や林業者、農産物加工施設等の関係者と連携し、農林業を体験する機会を提供します。

(2) 具体的な取り組み

① 農林業体験イベントの検討

取り組み	主な内容
農業体験イベントの実施	米や野菜などの農産物の収穫や、自ら収穫した農産物を調理して食べる体験等、地域資源を活用した農業体験イベントの実施について検討します。
林業体験イベントの実施	枝打ち・除間伐などの林業体験や、森林の公益的役割を周知するためのイベントの実施について検討します。

② 農林業との交流機会の拡大

取り組み	主な内容
企業・団体の森の拡大	都市住民等が、森林の公益的な役割や、木の良さを知る機会を確保するため、企業・団体の森の拡大を検討します。
※53 農泊による交流の促進	農作業や山仕事、農産物の加工体験等の地域資源の活用を通じて、都市部等から訪れる「農泊」の利用者と地域住民との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

※53 農泊：農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家を活用した宿泊施設などの多様な宿泊手段により、旅行者にその土地の魅力を味わってもらい農山漁村滞在型旅行のこと。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 農林業体験イベントの検討 ◇ 企業・団体の森の拡大の検討 ◇ 農泊の実施施設等の情報提供
埼玉県	◇ グリーン・ツーリズム ^{※54} の推進 ◇ 埼玉アグリライフサポートセンター（埼玉県の移住相談窓口）を通じた交流支援
農業者 森林所有者 関係機関	◇ 農林業体験イベントの検討 ◇ 企業・団体の森の拡大の検討 ◇ 農泊の実施

※54 **グリーン・ツーリズム**：緑豊かな農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

基本施策 5-3 教育・観光等との連携

(1) 方向性

教育の場での農業体験や、地域資源を活用した観光農業の拡大、農業分野と福祉分野の連携を通じて、さまざまな人々の農林業に対する理解を促進します。

(2) 具体的な取り組み

① 農業理解と食育の促進

取り組み	主な内容
学校農園の運営等への支援	児童・生徒が農業に触れ、農産物を味わう機会を確保するため、学校等が実施する学校農園や収穫体験等の農業体験の取り組みを支援します。

② 観光農業の拡大

取り組み	主な内容
観光農業の拡大	風布・小林のみかん狩り等に加え、地元農産物を使った食事やハイキング等の地域資源を組み合わせた観光農業への集客の拡大策を検討します。

③ 農福連携への支援

取り組み	主な内容
※55 農福連携への支援	障害者等の就労支援等の推進と、農業の労働力の確保や地域農業の維持、地域の活性化を促進するため、農業分野と福祉分野の連携を支援します。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校等が実施する農業体験等の支援 ◇ 観光農業拡大の検討 ◇ 農福連携の促進
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 学校等が実施する農業体験等の支援
農業者 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 観光農業拡大の検討 ◇ 農福連携
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 農業体験等の実施

※55 農福連携：高齢農業者の経験や知識、技術を活かし、生きがいを持って農業に関する活動を行うことが継続できる環境づくりと、主に知的・精神的に障害のある人の農業分野での就労を支援するための農業分野と福祉分野の連携。

基本施策5-4 農地の維持管理の支援

(1) 方向性

農業者や地域住民が協力して実施する農地や農道・水路などの維持管理や、耕作放棄地の発生防止・解消のための果樹等の導入を支援します。

(2) 具体的な取り組み

① 地域の連携による農地の維持管理の支援

取り組み	主な内容
地域の連携による 農地の維持管理の支援	日本型直接支払制度 ^{※56} を活用し、地域の農業者と非農家住民が協力し、農地や農道・水路の維持管理に取り組む活動を支援します。

② 耕作放棄地対策の支援

取り組み	主な内容
耕作放棄地の再生利用の支援 (再掲)	担い手が農地を確保するために、耕作放棄地を再生して利用する取り組みに対し、再生に要する費用の助成を行います。
果樹等の導入の支援 (再掲)	耕作放棄地の発生防止・解消のため、農産物加工品の原材料にもなる果樹や、土壌肥沃化の効果がある緑肥作物の導入費用の助成を行います。
農業ふれあい講座による 農地の再生利用 (再掲)	耕作放棄地を再生した農地で農業ふれあい講座を展開し、一定期間の講座の実施後に、市民農園としての利用を検討します。

※56 日本型直接支払制度：農業の多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して支援を行う制度で、①多面的機能支払：多面的機能を支える地域の共同活動や水路・農道等の長寿命化に関する活動を支援する制度、②中山間地域等直接支払：農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度、③環境保全型農業直接支援：地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む生産者に対し補助する制度の3つに分かれている。

(3) 推進体制

主体	役割
寄居町	◇ 農地の維持管理の支援 ◇ 耕作放棄地の再生費用・果樹等の導入費用の助成 ◇ 農業ふれあい講座実施後の市民農園利用の検討
農業委員会	◇ 農地利用状況調査・利用意向調査の実施 ◇ 農業ふれあい講座の実施
埼玉県	◇ 農地の維持管理の支援 ◇ 農業ふれあい講座への協力
農業者	◇ 農地の維持管理の実施 ◇ 耕作放棄地の再生利用・果樹等の導入
非農家住民	◇ 農地の維持管理の実施 ◇ 農業ふれあい講座への参加